

静岡市文化振興計画で対象としている文化の範囲

「静岡市創造及び交流によりまち活力を生み出す文化の振興に関する条例」より

芸術文化

芸術（音楽、美術、演劇、文学、舞踊、写真、映画その他の芸術をいう。）に関する文化

歴史文化

伝統芸能（能楽、歌舞伎その他のわが国古来の伝統的な芸能をいう。）、茶道、華道、その他これらに類するもの及び歴史上の意義を有する事象に関する文化

文化振興計画の中間評価

<令和元年度 市民意識調査>

視点1 創造的人づくり

成果指標：普段から、芸術文化等の鑑賞や創作・参加を通じた体験などの活動をしている市民の割合

平成28年度 40.2%	中間評価（令和元年度） 20.8%	目標値（2022年） 50.0%
-----------------	-----------------------------	---------------------

「普段から、芸術文化等の活動をしている」市民の割合は、平成28年度の40.2%から**19.4ポイント減少**し、20.8%である。

視点2 創造的の魅力づくり

成果指標：静岡市は、身近に芸術文化等が感じられるまちだと思う市民の割合

平成28年度 29.6%	中間評価（令和元年度） 26.2%	目標値（2022年） 40.0%
-----------------	-----------------------------	---------------------

「身近に芸術文化等が感じられる」と回答した人の割合は、平成28年度の29.6%から**3.4ポイント減少**し、26.2%である。

視点3 創造的にぎわいづくり

成果指標：静岡市は、芸術文化等を活かしてにぎわいが生まれているまちだと思う市民の割合

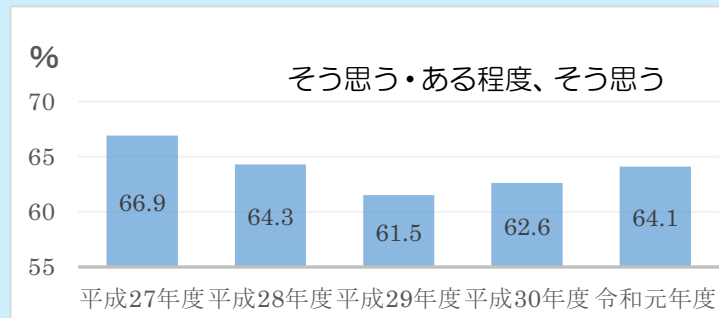
平成28年度 28.8%	中間評価（令和元年度） 31.0%	目標値（2022年） 40.0%
-----------------	-----------------------------	---------------------

「芸術文化等を活かしてにぎわいが生まれているまちだと思う」と回答した人の割合は、平成28年度の28.8%から**2.2ポイント増加**し、31.0%である。

【参考】市民満足度調査より

文化施策に対する市民の皆さんの意識を図るため、毎年調査しています。

～あなたは、静岡市が歴史・文化を身近に感じることができるまちだと思いますか～



「歴史・文化を身近に感じることができるまちだ」と思っている人の割合は、「そう思う」と「ある程度、そう思う」を合わせた64.1%である。ここ5年間の調査では、6割を超える人が歴史・文化を身近に感じていることがわかる。

1 目標値を達成するために、 考えなければならないこと ～課題／文化振興審議会の意見～

◆創造的人づくり◆

【文化に触れる機会の創生】

- ・幼少期から芸術文化等に触れる・接する機会を提供することは、芸術文化等が身近に感じられるきっかけになり、その後の文化活動への参加意欲の向上につながる。
- ・子ども、若者、高齢者、障がい者、失業者、在留外国人等、社会的に弱い立場にある人々も、誰ひとり取り残さないという考え方を意識し、事業参加を促す取組の充実を図る必要がある。

◆創造的魅きづくり◆

【メディア芸術やインターネットの活用】

- ・映像やアニメ等のメディア芸術やインターネットを活用することで、若い人たちの文化イベントへの参加を促すとともに、新たな魅力として発信ができる。
- ・インターネットの活用により、あらゆる人が芸術的かつ創造的な世界にアクセスすることができ、楽しむことができず、楽しむことができないか。
- ・インターネットを活用した情報発信により、何が行われているのかをリアルタイムに伝えることができる。

◆創造的にぎわいづくり◆

【参加につながる仕掛けづくり】

- ・あらゆる人が、芸術・文化・歴史に能動的に関わるようなイベントの仕掛けづくりが大事である。

【取組の充実】

- ・静岡が文化芸術に卓越し、実験的な試みが行われる場として魅力を発揮しつつ、世界とつながることを目指していきたい。

2 文化を取り巻く背景

【法律の施行】

- ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年 6 月 13 日に公布、施行された。この法律は障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするものである。この法律を受け、障害の有無にかかわらず芸術文化等の鑑賞や創作・参加を通じた体験などの活動ができるよう、障害者による文化芸術活動等の促進や支援の更なる強化を図る必要がある。

【芸術文化を取り巻く環境の変化】

- ・インターネットの利用は今や日常的になってきており、映画やドラマをスマートフォン等で楽しめるインターネット動画配信サービスの契約者が増加している。近年、鑑賞形態は多様化しており、パソコンで映像を見たり、音楽をダウンロードして聞いたり、これも芸術に触れることにならないか。高校生・中学生では動画視聴や音楽視聴が 80%以上、小学生では 60%以上が動画視聴をしている。

(平成 30 年度青少年のインターネット利用環境実態調査)

【文化の範囲】

- ・文化振興計画における「文化」とは、条例により「芸術文化」と「歴史文化」を定義している。この2つを併せて「芸術文化等」と表現しているが、「芸術文化」という文言が狭義に捉えられているのではないか。

【芸術文化等の鑑賞、参加の形態】

- ・SNS 等を活用し芸術文化を発信することで、多くの人が気軽に芸術文化に触れることができる。映像鑑賞（テレビ鑑賞も含む）も同様ではないか。中間評価に係る市民意識調査は、前提として「家庭内でのテレビ鑑賞や音楽鑑賞を除く」としているが、含めていいのではないか。

3 次期計画作成に向けた今後の検討課題

文化を取り巻く背景の変化等に対応し、今後、文化振興計画の大幅な見直しが必要ではないか。

【参加につながる仕組みづくり】

- ・インターネットの活用により家庭内でも容易に文化に触れることができるようになることで、障害の有無を問わず、文化の活動の幅が広がってくる。その後、引き続き参加・体験につながるための仕組みなどを充実させる必要がある。

【情報発信方法】

- ・インターネット等を利用した映画等の鑑賞も芸術文化の鑑賞に含めるなど、文化に係る環境の変化を意識しながら情報発信する必要がある。
- ・インターネット等を活用していくことは重要であるが、直接体験・体感することの大切さをどう考えていくか。

【対象とする文化の範囲】

- ・文化の幅の広さを市民にどのように理解してもらうか。
- ・条例第 2 条にある「歴史文化」の定義において、「長い歴史の中で育まれた有形及び無形文化財」が欠けているのは条文の瑕疵とも言えないか。駿府城跡などは有形文化財として、大きな静岡の歴史文化資源である。
- ・本計画での対象とする文化の範囲をどう設定するか。

【主な取組や主要事業の見直し】

- ・芸術文化等を取り巻く動向、市民の文化活動状況や事業の進捗を踏まえ、各視点の主な取組や主要事業を見直す必要がある。
- ・現時点では対象としていない分野の施策についても見直し、幅広く取組を展開していく必要がある。